

必ずお読みください

食物アレルギー等対応について

1、当施設で食事利用があり、食物アレルギーがある方は、必ず以下の書類を確認、明記の上ご提出をお願いします。※書類の提出のない場合の事故に関しては、責任は負いかねますので、ご了承ください。

○食物アレルギー等対応依頼書(表裏)

記入者	ご本人または保護者の方(高校生以下の場合)
提出期限	提出期限は利用日の2週間前(厳守)

※提出書類は、必ず複写をし、記入者が控えをお持ちください。(用紙が足りない時は、複写してお使いください。)

2、食物アレルギー対応には、次の種類があります。

①一部の献立を除く ※日替わり定食のみ対応

・ご提出の書類の内容をもとに、該当アレルゲンを含む献立を除いたものを提供します。

例)	原因食材	当日の献立	アレルギー対応
	ごま	ほうれん草のごま和え	ほうれん草のごま和え自体除く

※該当アレルゲンのエキス、食材のみの除去はできません

②食事の持参

・次の場合は食事を持参することを認めております。

●アレルギー反応が強く、除去や本人除去による対応では安全の確保が難しい時。

●一部献立を除くことによって、おかずがなくなってしまう場合など。

※冷凍保管・冷蔵保管・温め等の対応は「食物アレルギー等対応依頼書」にお書きください。

●日替わり定食以外のメニューの場合など。(野外炊飯、野外弁当、幕の内弁当など)

③本人が除去をする

・当日の献立を、そのまま配膳します。ご本人で除去をしてお召し上がりください。

3、その他

・食物アレルギーに関する対応は、好き嫌いではなく健康上の影響がある場合のみとします。

・個々の事情により食べられない食材がある場合にも、「食物アレルギー等対応依頼書」を使用してください。

4、留意事項

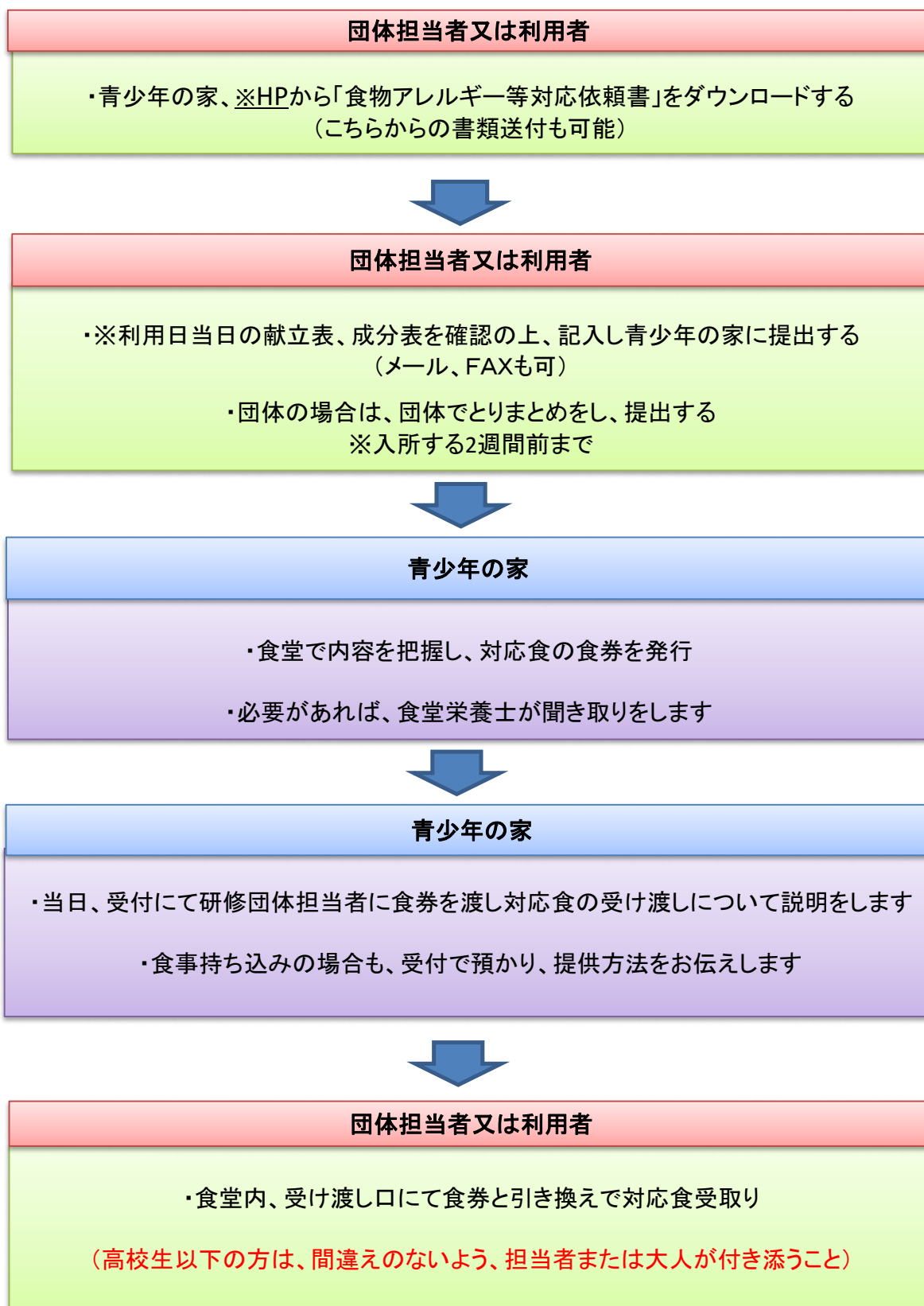
・製造ラインにおけるアレルゲンの除去に関しましては、対応できません。

・原材料に使用している魚はえび、かにを食べているものを含みます。

・代替食、代替食材の提供はできません。

裏面あり→

4、食物アレルギー対応の流れ ※HP・・・青少年の家ホームページ
※当日の献立表、成分表・・・ホームページに記載(書類での送付も可能)



ご不明な点があれば、お問い合わせください。

青少年の家 サン・レイク TEL:0853-69-1316
FAX:0853-69-1016
Mail:sunlake@pref.shimane.lg.jp
(食堂直通) TEL:0853-69-1018